

受動喫煙防止対策の新たなルールが始まります



医療施設は
屋内禁煙です!



改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例により、
受動喫煙による健康影響を未然に防止するため、

2019年7月から

医療施設は、屋内禁煙になりました。

※この規制は、敷地内禁煙です。屋外でも屋外でも、たばこを吸うことはできません。

○7月1日から、
病院や保育所、行政機関等の屋内完全禁煙

○9月1日から、
保育所～高校等は屋外も含め敷地内完全禁煙
(東京都受動喫煙防止条例独自のルール)



新しいルールをみんなで守って
受動喫煙のない街を実現しましょう!

東京都福祉保健局